

【法的根拠】
 日本国憲法
 教育基本法
 学校教育法
 学習指導要領

学校の教育目標
 都・区の教育目標に基づき人権尊重の精神と社会貢献の精神を柱に心身ともに健康で知性と感性に富み社会の連帯意識や国際的な広い視野をもった人間性豊かな児童の育成を目指し、次のような教育目標を定める。
 ・やさしい心 ・じょうぶな体 ・かながえる力

【地域の実情】
【学校の実情】
【児童の実態】
【教師の願い】
【保護者の願い】

本校の道徳教育の重点目標
 教育活動全体を通して、自立や豊かな情操を育み、明るく思いやりのある児童を育成する。また、道徳の時間の指導を充実させ、日常生活における道徳的実践力を育成する。

各学年の指導の重点

第1学年及び第2学年 仲良く助け合い学級生活を楽しくする。	第3学年及び第4学年 協力し合って楽しい学級活動をつくる。	第5学年及び第6学年 信頼し合って支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる。
----------------------------------	----------------------------------	--

各教科

国語
国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合おうと高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、伝統や文化に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

社会
社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する誇りと愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

算数
数量や図形についての算数的活動を通して、基礎的な知識と技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち、筋道を立てて考える能力を育てるとともに、活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活に生かそうとする態度を育てる。

理科
自然を「観し、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事象・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

生活
具体的な活動や体験を通して、自分の身近な人々、社会及び自然との「かかわり」に関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上に必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

音楽
表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

図画工作
表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。

家庭
衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。

体育
心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して運動に親しむ資質と能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

外国語
日本文化と外国の文化の違いを知り、国際理解を深め、公正・公平に接する態度と情操を養う。

読書科
調べたことを整理し、まとめる活動を通して、自分の思いや考えをもち、伝統や文化を尊重する情操を養う。

特別の教科 道徳

各学年の重点内容項目

1年 A主として自分自身に関すること
【正直・誠実】

2年 B主として人との関わりに関すること
【友情・信頼】

3年 A主として自分自身に関すること
【正直・誠実】

4年 B主として人との関わりに関すること
【礼儀】

5年 C主として集団や社会との関わりに関すること
【勤労・公共の精神】

指導方針
 ・自立を育むとともに情操豊かな心を育て、明るい思いやりのある児童の育成に努める。また、年間指導計画に沿って、道徳科の指導の充実に努め、日常生活における道徳的実践力を育成する。

指導の工夫
 ・副読本及び視聴覚の資料等を活用する。
 ・「はばたこう明日へ」を活用する。
 ・保護者や地域の人をゲストティーチャーとして迎え、その方々の経験から学ぶ機会を作る。

外国語活動

「国際理解」の観点から、他国の文化や習慣や言語について学び、公共心ある自立した個人として自らを表現する力を養えるようにする。そのために、ALTや地域の人材を活用し、より実践的な交流活動を行っていく。

総合的な学習の時間

・「やさしい心」から、「人とのかかわりを通して思いやりの心を育てる」ことを目指し、各学年の創意を生かしながら学校全体として取り組む。そのために、「福祉」「環境」「地域」を取り上げ、創意工夫しながら実践する。多面的、多角的な見方・考え方・視点を養い、現代社会の課題に対し解決に向けて取り組む姿勢を養う。

特別活動

学級活動
話し合い活動を通して、児童が諸問題を見出し協力して解決していく自発的・自治的な態度を養う。

児童会活動
異年齢の児童が諸問題を見出し自発的・自治的な活動を見守りながら、的確な支援を行う。

クラブ活動
異年齢の交流を深め、協力して共通の趣味・関心を追究する自発的・自治的な活動が行えるよう支援する。

学校行事
ボランティア精神を養う活動や様々な人々とふれ合い文化や芸術を親しむ経験を通して、道徳性を養う。

生活指導
 ・互いに尊重し合い、自分のよさを集団の中で発揮できる子の育成を目指す。そのために、基本的な生活習慣の「改善」と「伸長」の観点から整理し、個に応じた指導を行う。

環境整備
 ・年間の重点目標を「あいさつ」とし、朝は職員が校門に立ち、挨拶指導を行う。月の生活目標や学校生活のやくそくなども教室掲示するなどして、児童へ意識づけをしていく。

家庭・地域との連携
 ・地域関係との三者協議会や幼・保・中との連携、保護者会等で情報交換し、連携についての共通理解を図る。

推進体制
 ・いじめ、不登校の早期対応に努め、担任を支援教育委員会で支援し、家庭との連絡を粘り強く行っていく。

